

二級水系 上庄川及び泉川流域治水プロジェクト協議会

令和7年3月 24 日(月)10:00～
氷見市役所 2 階 201 災害対策室

次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 流域治水プロジェクトの概要等
4. 流域治水プロジェクト更新(案)について
5. その他
6. 意見交換等
7. 閉会

配布資料

- 資料－1 最近の流域治水の話題
- 資料－2 流域治水プロジェクト協議会規約
- 資料－3 上庄川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料－4 泉川水系流域治水プロジェクト更新(案)

上庄川及び泉川「流域治水プロジェクト」協議会

出席者名簿

(3月24日(月))

機 関 名	所 属	役 職	氏 名
氷見市	ふるさと整備課		
〃	〃		
高岡市	土木維持課		
〃	〃		
富山県	高岡農林振興センター		
〃	氷見土木事務所		
〃	〃		
〃	農村整備課		
〃	森林政策課		
〃	砂防課		
〃	都市計画課		
〃	〃		
〃	建築住宅課		
〃	河川課(事務局)		
〃	〃		
〃	〃		
(国研)森林整備センター	富山水源林整備事務所		
富山地方气象台			
NPO 法人富山県防災士会			
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	北陸広域鉄道部 施設科		
島尾自治会			
宮田自治会			
上泉自治会			
下田子自治会			
上田子自治会			
小竹自治会			

資料 1 最近の流域治水の話題

「流域治水」の基本的な考え方

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策イメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

[県・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

[国・県・市・利水者]

治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／

住まい方の工夫

[県・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供

金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消

多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

水管理・国土保全行政に関する最近の話題

令和 6年 11月

国土交通省

水管理・国土保全局

2. 令和6年に発生した主な災害と国土強靱化の効果

令和6年に発生した主な災害

- 令和6年は、令和6年能登半島地震・豪雨や台風第10号、梅雨前線の影響による大雨等の自然災害が発生し、全国各地で河川の氾濫及び内水等による浸水被害、土砂災害等による被害等が発生。
- 8月8日には宮崎県日向灘沖で地震が発生し、気象庁は初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表。

令和6年能登半島地震



せんまい 国道249号道の駅千枚田付近の被害（石川県輪島市）

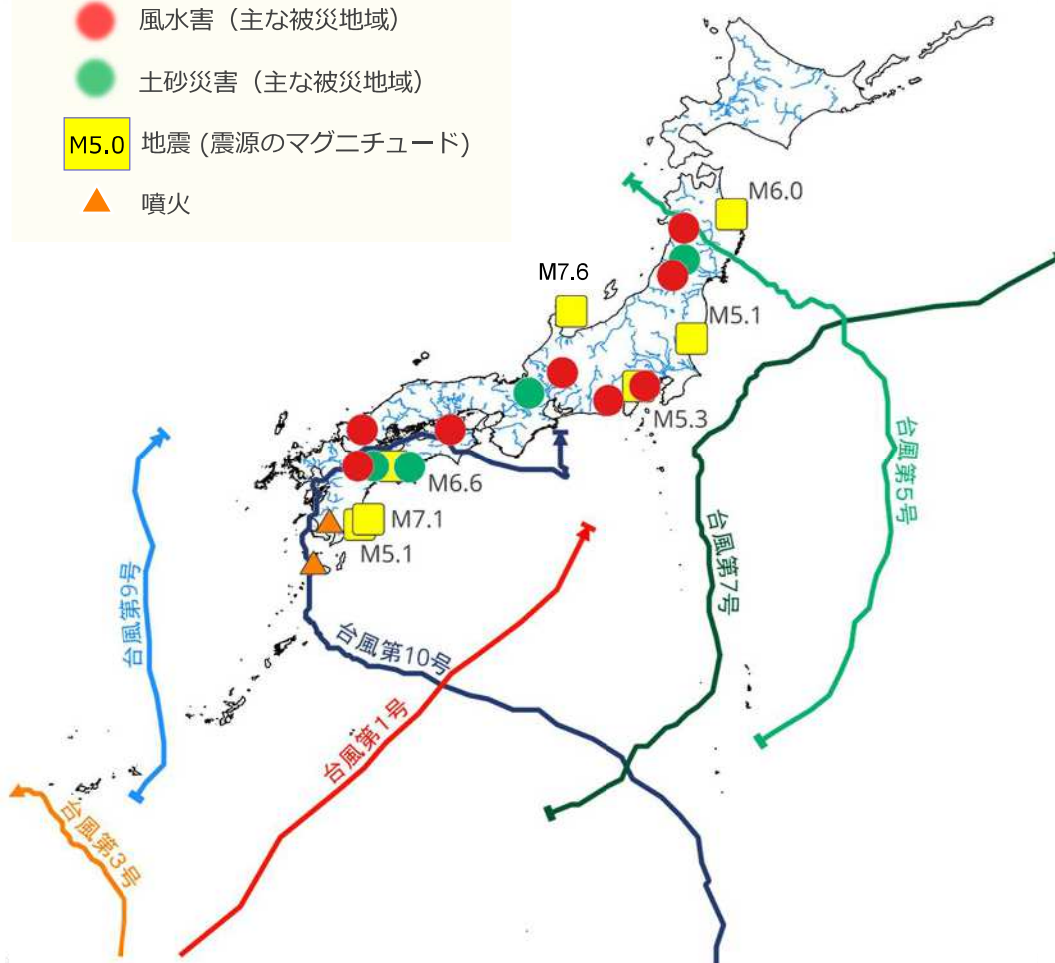
9月20日から大雨



かわらだ 河原田川水系河原田川の浸水状況（石川県輪島市）

【凡例】

- 風水害（主な被災地域）
- 土砂災害（主な被災地域）
- M5.0 地震（震源のマグニチュード）
- 噴火



7月25日から大雨



もがみ 最上川水系最上川の浸水状況（山形県戸沢村）

台風第10号



くしだ 柳田川水系佐奈川の浸水状況（三重県多気町）

宮崎県日向灘を震源とする地震



ひろた 広渡川水系広渡川の堤防天端の亀裂（宮崎県日向市）

- 令和6年7月25日からの前線の影響により、秋田県と山形県を中心に記録的な大雨となり、赤川流域での総雨量が多いところでは、285mm(2日間で平年7月降雨量の約9割)を記録。
- 赤川では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などにより、河道掘削を集中的に実施。
- 今次出水では、河道掘削により約90cm水位を低減させ、月山ダムの洪水調節効果も合わせると約2m水位を低減。これらの効果が無かった場合、HWLを超過していたと想定され、いつ堤防が決壊してもおかしくない状況であった。
- 仮に堤防が決壊していた場合には最大で約3900戸※に及ぶ浸水被害が生じた可能性があり、引き続き河川整備が必要。 ※L1規模洪水の場合



Figure 1: Flow rate of water from the Tama River into Lake Sagami.

The graph displays the flow rate (m³/s) on the Y-axis (0 to 1,000) against time on the X-axis (9:00 to 12:00 the following day). The legend indicates three data series: Inflow (red line), Outflow (blue line), and Storage Level (green line).

Key data points and annotations:

- 最大流入量:** 毎秒約758m³ (Maximum Inflow: Approximately 758 m³/s)
- ダムから下流に流す水の量を最大毎秒 約472m³低減** (Reduction of water flowing downstream from the dam by approximately 472 m³/s)
- 最大流入時の放流量:** 毎秒約286m³ (Maximum Outflow at Maximum Inflow: Approximately 286 m³/s)
- 洪水調節開始** (Flood Regulation Start) at approximately 12:00.
- 洪水調節終了** (Flood Regulation End) at approximately 21:00.

月山ダムで約524万m³(東京ドーム約4.2杯分)を貯留し、約1.1m水位を低減

河道掘削と月山ダムの洪水調節により
約2m水位低減

がっさん

計画高水位 11.26m

整備前水位 11.91m

実績ピーク水位 9.88m

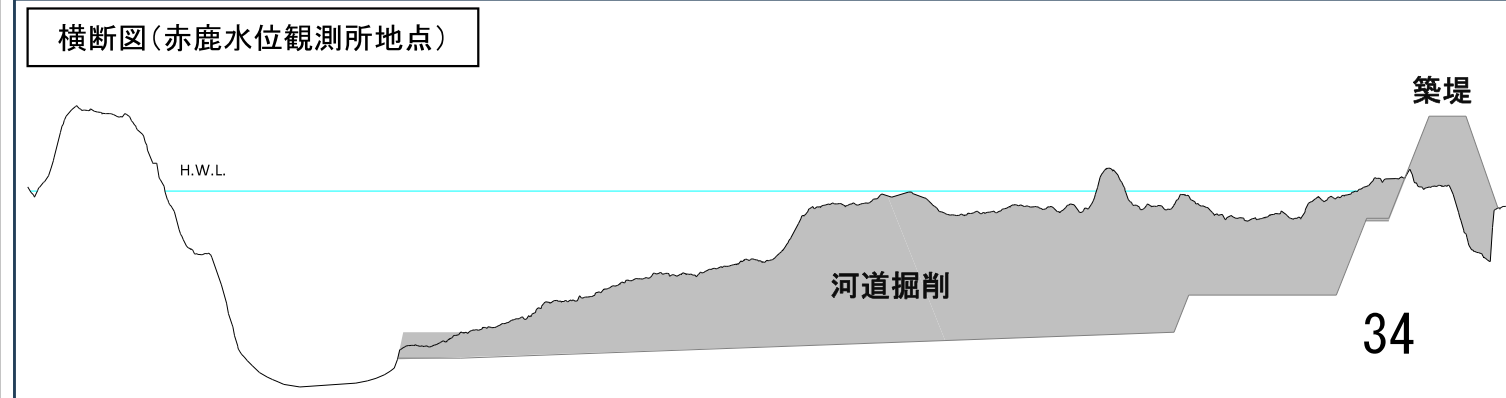
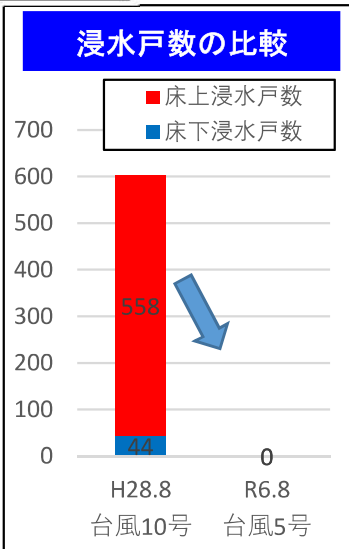
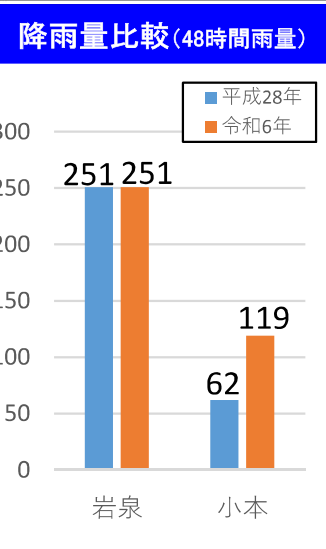
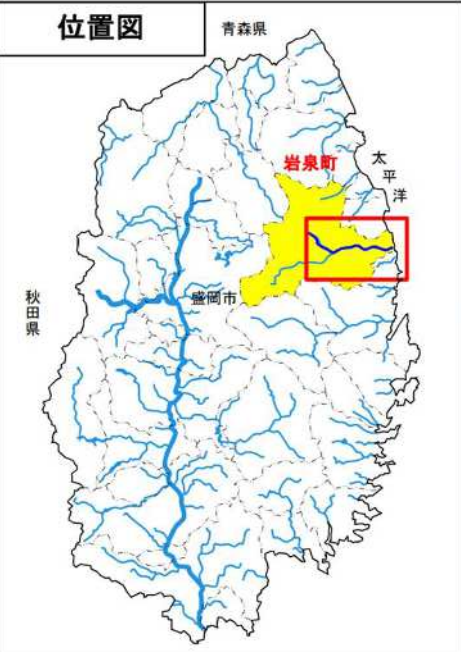
河道掘削

河道掘削 → 約0.9m水位低減
月山ダム → 約1.1m水位低減

<凡例>
— 整備前水位
- - 計画高水位
— 実績ピーク水位

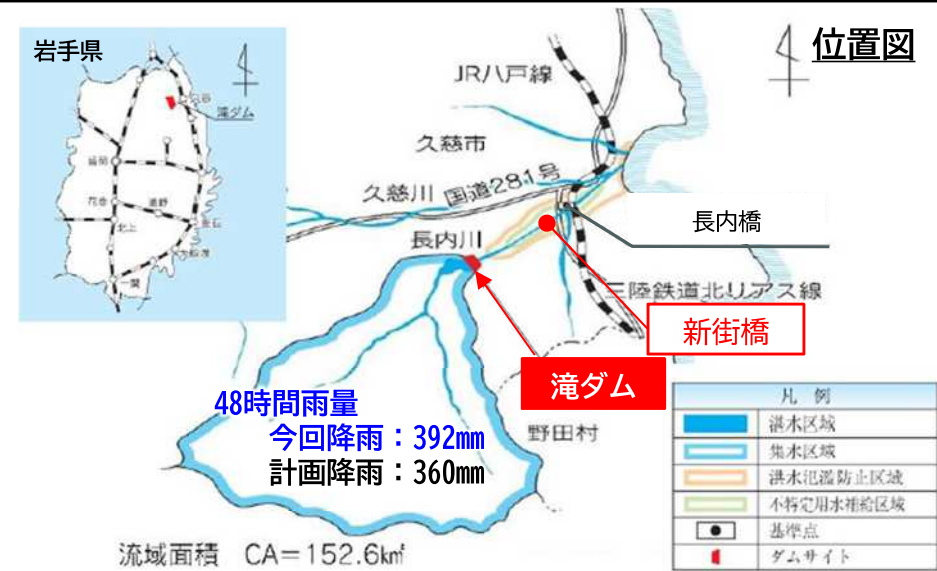
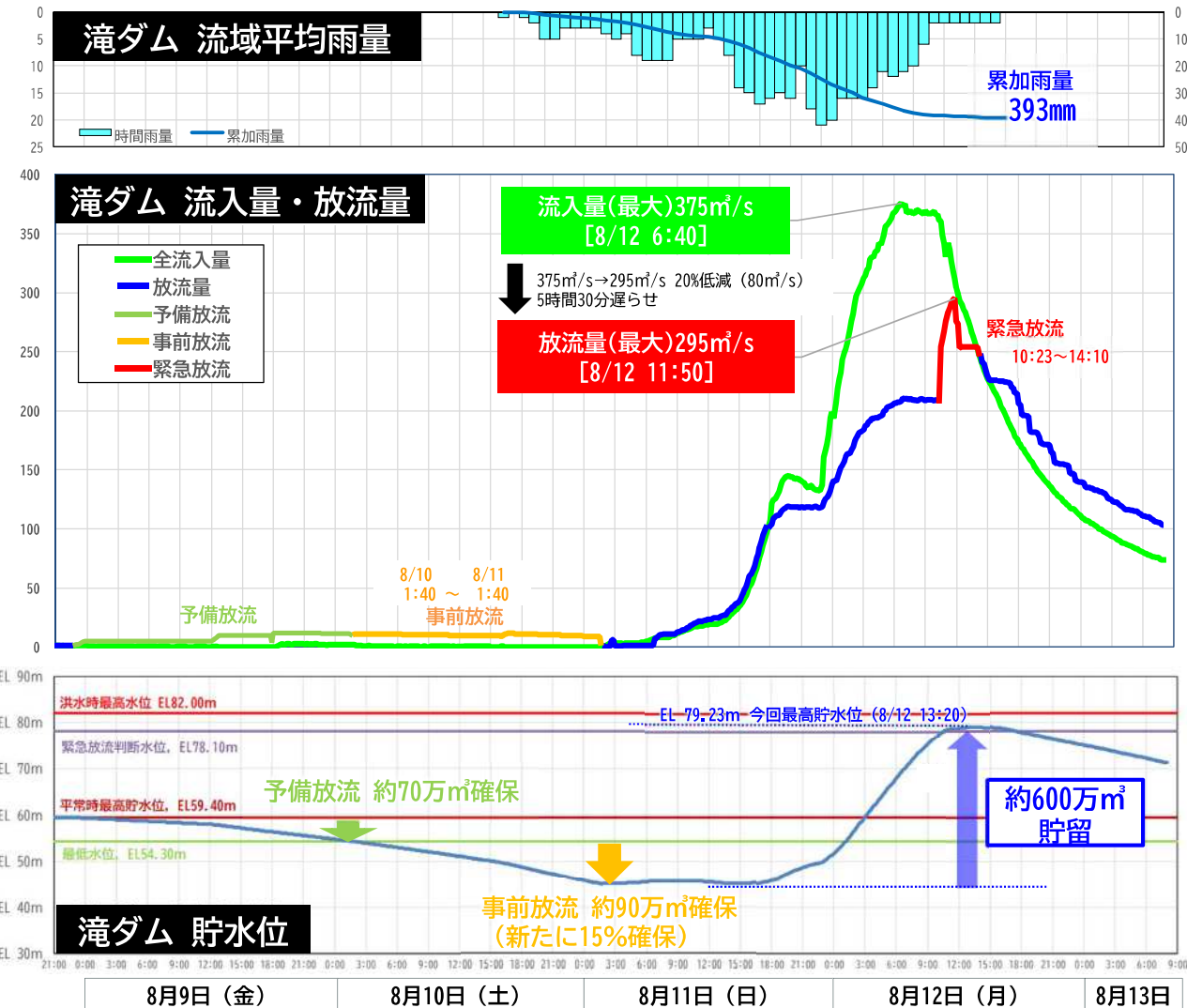
令和6年台風第5号の大雨における治水対策の効果(岩手県小本川水系小本川)

- 岩手県岩泉町の小本川では、平成28年8月の台風10号で広く溢水が発生し、岩泉町では高齢者福祉施設の入所者9名を含む19名の人命が失われ、2名が行方不明となった。また、小本川沿川では床上558戸、床下44戸の家屋等が浸水した。
- この出水を踏まえ、河川激甚災害対策特別緊急事業を活用し、緊急的かつ集中的に河道掘削や築堤等の治水対策の推進を図り、令和4年度に完了した。
- 今次出水（令和6年8月11日～13日）は平成28年の降雨と同等の総雨量であったが、治水対策の進捗により河川氾濫による家屋等の浸水被害を解消した。



滝ダム(久慈川水系長内川)における洪水調節による治水効果 (令和6年8月台風第5号)

- 二級水系久慈川水系の長内川で岩手県が管理する滝ダムでは、通常の洪水調節容量600万 m^3 に加え、台風第5号に備えた事前放流により、約90万 m^3 の容量を追加確保し、洪水調節を実施。
- 計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、河川流量を約20%低減(約80 m^3/s)することで、下流の新街橋地点で約30cmの水位低減効果があったと推定。滝ダムにより氾濫発生を防止。
- また、ピーク水位の発生時刻を約5時間遅らせ、水防活動や避難行動に要する時間を確保。



長内川 新街橋地点の水位低減効果



3. 国土強靱化に関する動向

国土強靱化の着実な推進について（抄）

令和 6 年 7 月 30 日

国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議

3. 実施中期計画の策定に向けた取組

- 経済財政運営と改革の基本方針2024においては、「引き続き、『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に取り掛かる」こととされている。
- このため、本方針を踏まえ、実施中期計画の策定作業として、まずは必要な評価作業の内容を整理し、取り掛かる。

5. 特定都市河川について

特定都市河川の指定等の状況(令和6年7月31日時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

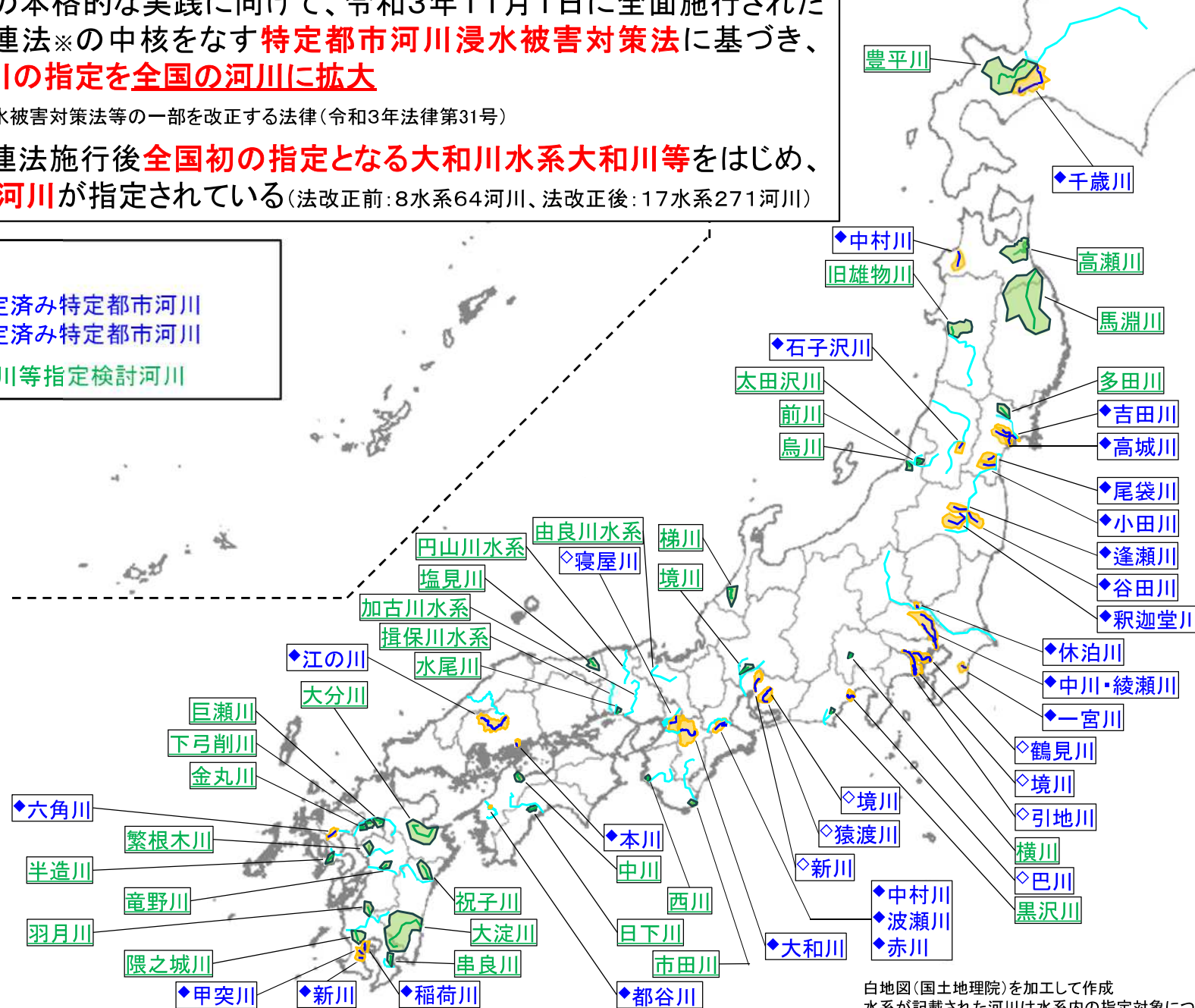
○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**25水系335河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:17水系271河川)

【凡例】

◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川

◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川

下線 : 特定都市河川等指定検討河川



全国初の貯留機能保全区域指定 ～流域治水の加速化・深化～

- 大和川流域は、放射状に広がる156の支川が集中して奈良盆地で合流するため河川の水位が急上昇しやすく、内水氾濫などによる度重なる浸水被害が発生しており、昭和60年から流域全体で治水対策を推進。
- この度、令和3年に整備された流域治水関連法により創設された制度の1つである「貯留機能保全区域」について、土地所有者の同意を得て、**大和川流域内の奈良県川西町及び田原本町において令和6年7月30日に全国で初めて奈良県が指定**。
- 貯留機能保全区域の指定により、その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為（盛土等）に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、流域の貯留機能を将来にわたり可能な限り保全。



田原本町において指定した貯留機能保全区域



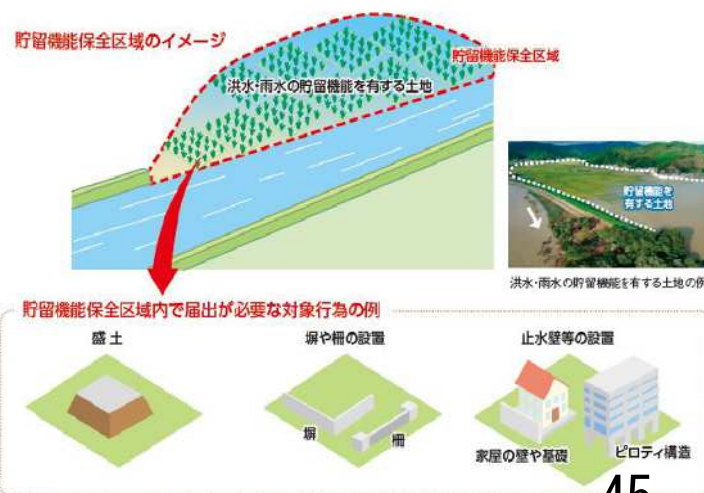
令和6年7月30日(火)に開催された奈良県知事定例会見



貯留機能保全区域の標識及び石碑



川西町において指定した貯留機能保全区域



貯留機能保全区域のイメージ



特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。

平成15年制定時の主な制度

対象河川

市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

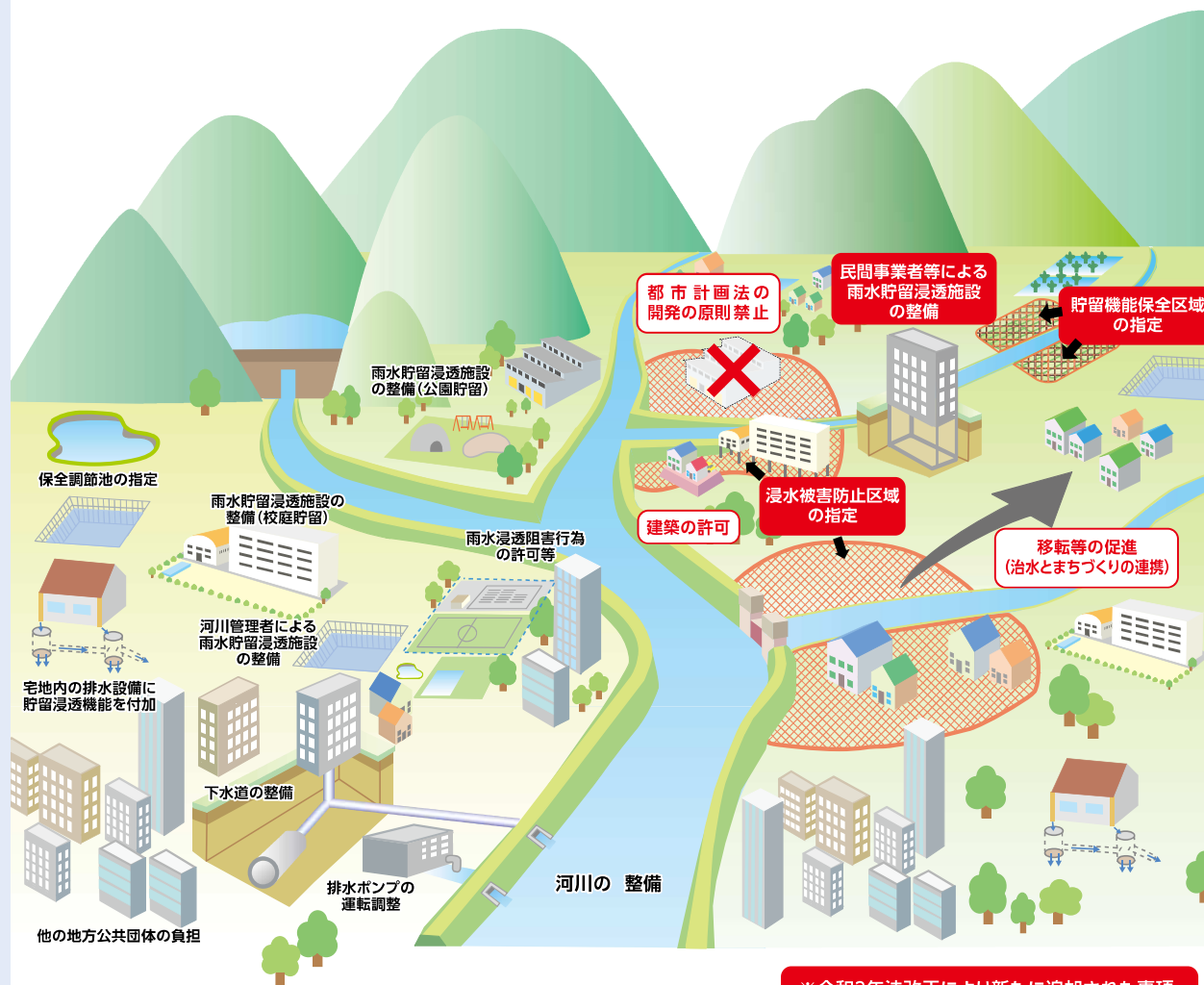
保全調整池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像



令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大

「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

※令和3年法改正により新たに追加された事項

資料 2 流域治水プロジェクト協議会規約

上庄川及び泉川流域治水プロジェクト協議会

規 約

（設置）

第1条 「上庄川及び泉川流域治水プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、上庄川及び泉川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

（雑則）

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第9条 本規約は、令和4年2月10日から施行する。

改 正 令和5年3月17日

別表 1

構 成 員	備 考
氷見市 建設部 ふるさと整備課長	
高岡市 都市創造部 土木維持課長	
富山県高岡農林振興センター 管理検査課長	
富山県高岡土木センター氷見土木事務所 所長代理	
富山県 農林水産部 農村整備課 主幹	
富山県 農林水産部 森林政策課 主幹	
富山県 土木部 砂防課 主幹	
富山県 土木部 都市計画課 主幹	
富山県 土木部 建築住宅課 主幹	
富山県 土木部 河川課 主幹	事務局
森林整備センター富山水源林整備事務所 所長	
NPO法人富山県防災士会	オブザーバー
富山地方気象台 防災管理官	オブザーバー
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	オブザーバー
氷見市自治振興委員連合会 会長	オブザーバー
泉川沿川住民代表 (島尾、宮田、上泉、下田子、上田子、小竹、泉の杜)	オブザーバー